

2020年4月15日

東京都知事 小池 百合子 殿

UAゼンセン東京都支部
支部長 竹森 義彦

緊急事態宣言における労働者の感染防止・安全確保、雇用維持等に関する要請

新型コロナウイルス感染症に関して4月7日緊急事態宣言が発出されました。

緊急事態措置では、休業を要請される施設がある一方で、社会生活を維持する上で必要な施設（医療・介護・保育施設、食料品等の生活必需物資販売施設、飲食店、交通、工場、金融機関等）は、適切な感染予防対策を行ったうえで営業継続する施設とされています。

休業要請の事業で働く労働者には、雇用・所得不安、継続要請の事業で働く労働者には感染リスクはもとより過剰労働、顧客からの迷惑行為の対応等の不安が高まっています。

労働者の安全と安心を確保するため、下記のとおり要請します。

記

1. 休業もしくは事業継続を要請する事業を都民にわかりやすく示し、該当する企業に明確に示すこと
2. 休業を要請する企業に対しては、従業員の雇用を維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること
3. 事業継続を要請する企業に対しては、知事から明確に営業要請を行い、その内容を適切に都民に発信し、従業員の感染防止と安全確保のため以下の取り組み、支援を行うこと
 - (1) 従業員の感染防止のためのガイドラインの策定と事業者への指導、助成
 - ①顧客等と労働者が、感染防止のための距離を維持するための対策
 - ・一定時間内の来店、来所人数を制限する
 - ・一世帯当たり複数人での来店をやめるよう告知する
 - ・掲示物等で顧客に距離を取るよう周知する
 - ・店舗、事業所の床に、距離を示す安全マークを表示する
 - ・不特定多数の顧客等と接触する場所へのガードの設置
 - ②学校休業に対応する有給休暇の確実な取得
 - ③妊産婦等リスクの高い労働者への配慮
 - (2) 高齢者、障がい者へのサービス提供に配慮した営業時間等の設定の指導
 - (3) 従業員へのマスク・消毒液の安定供給
 - (4) 従業員確保と過重労働防止のための営業時間規制
 - (5) 出勤せざるを得ない従業員の子の保育等へ支援
 - (6) 混乱抑止のための店舗への警察巡回の強化
 - (7) 迷惑行為を軽減するための警備員増員や周知広告のための助成
 - (8) 従業員の希望に応じた新型コロナウイルス感染検査の実施

以上